

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

- (1) この章は、平成15年1月1日から平成15年12月31日までの間の所得について、平成16年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人(申告納税者という。)の課税の実績を、全数調査又は標本調査の方法で調査・集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。
- (2) 各所得者の区分は次のとおりである。

申告納税者	事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	農業所得者	農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	その他所得者	その他所得者	事業所得者以外の者をいう。

(注) 「事業所得者」とは、事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種の所得を併有する者で、事業所得の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。

2 申告所得税の一般の税率(課税総所得金額又は課税退職所得金額に対して)

1,000円以上	330万円未満の金額	10%(控除額	0万円)
330万円以上	900万円	〃	20%(〃 33万円)
900万円以上	1,800万円	〃	30%(〃 123万円)
1,800万円以上の金額		37%(〃	249万円)

3 申告所得税の主な諸控除(平成15年分)

(1) 所得控除

イ 基礎控除	380,000円
ロ 配偶者控除		
(イ) 老人控除対象配偶者	480,000円
(ロ) その他の控除対象配偶者	380,000円
(ハ) (イ)のうち同居特別障害者	830,000円
(ニ) (ロ)のうち同居特別障害者	730,000円

(青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者については、配偶者控除を受けられない。)

ハ 配偶者特別控除

合計所得金額が1,000万円以下の者で、その配偶者が

(イ) 控除対象配偶者に当たる場合

配偶者の合計所得金額	控除額
49,999円まで	38万円
50,000円から99,999円まで	33万円
100,000円から149,999円まで	28万円
150,000円から199,999円まで	23万円
200,000円から249,999円まで	18万円
250,000円から299,999円まで	13万円
300,000円から349,999円まで	8万円
350,000円から379,999円まで	3万円
380,000円	0円

(ロ) 控除対象配偶者に当たらない場合

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円から399,999円まで	38万円
400,000円から449,999円まで	36万円
450,000円から499,999円まで	31万円
500,000円から549,999円まで	26万円
550,000円から599,999円まで	21万円
600,000円から649,999円まで	16万円
650,000円から699,999円まで	11万円
700,000円から749,999円まで	6万円
750,000円から759,999円まで	3万円
760,000円以上	0円

ニ 扶養控除

(イ) 老人扶養親族(70歳以上)

A 同居特別障害者	├──	a 同居老親等	930,000円
	└──	b a以外	830,000円
B A以外	├──	a 同居老親等	580,000円
	└──	b a以外	480,000円

(ロ) 特定扶養親族(16歳～22歳)

A 同居特別障害者	980,000円
B A以外	630,000円

(ハ) 一般の扶養親族(上記(イ)及び(ロ)以外)

A 同居特別障害者	730,000円
B A以外	380,000円

(青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者については、扶養控除を受けられない。)

ホ 雑損控除 …… 災害等の損失額(保険金などで補てんされる金額を除く。)で所得金額の合計額の10%を超える金額と災害関連支出の金額で50,000円を超える金額のいずれか多い方の金額

ヘ 医療費控除 …… 支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を除く。)から100,000円と所得金額の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額(最高200万円)

ト 生命保険料控除

一般の保険料の計の金額(a)を下 の i から iii に当てはめてその(a)の金額を基に計算した金額(最高5万円)	+	個人年金保険料の計の金額(b)を下 の i から iii に当てはめてその(b)の金額を基に計算した金額(最高5万円)
i 25,000円まで		(a)又は(b)の全額
ii 25,000円を超え50,000円までの場合		[(a)又は(b)]×1/2+12,500円
iii 50,000円を超える場合		[(a)又は(b)]×1/4+25,000円

チ 社会保険料控除 …… 支払った社会保険料の全額

リ 損害保険料控除

長期保険料の計の金額(a) ((a)の金額が10,000円を超える場合は (a)×1/2+5,000円)(最高15,000円)	+	短期保険料の計の金額(b) ((b)の金額が2,000円を超える場合は (b)×1/2+1,000円)(最高3,000円)
(最高限度額15,000円)		

ヌ 小規模企業共済等掛金控除 …… 支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く。)と心身障害者扶養共済掛金との合計額

ル 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 …… 270,000円

ただし、特別障害者の障害者控除は…400,000円、特定の寡婦の寡婦控除は…350,000円

ヲ 老年者控除 …… 500,000円

ワ 寄附金控除 …… 特定寄附金の支出額(所得金額の25%を限度)のうち、10,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

イ 配当控除 …… 原則として、配当所得の金額の10%(課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当所得の金額については5%)。ただし、建設利息、基金利息、外国法人からの配当金、特定目的会社の配当、証券投資法人の投資口の配当、源泉分離課税や確定申告しないことを選択した配当所得等は配当控除の対象とならない。

ロ 外国税額控除 …… 外国所得税の額のうち、次の算式により計算した控除限度額までの金額

$$15\text{年分所得税の額} \times \frac{15\text{年分の国外所得総額}}{15\text{年分の所得総額}} = \text{控除限度額}$$

2 申告所得税

ハ 住宅借入金(取得)等特別控除

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	控 除 期 間	床 面 積	所得基準
平成 9年 1月 1日) 平成 9年 12月 31日	(イ) 居住の用に供した年(1年目)から3年目までの各年 $\left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{1,000万円} \\ \text{以下の部分} \\ \text{の金額} \end{array} \right\} \times 2\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{1,000万円} \\ \text{超2,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 1\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{超3,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 0.5\%$ (最高35万円)	6年	50㎡以上 240㎡以下	2,000万円 以下
平成10年 1月 1日) 平成10年 12月 31日	(ロ) 4年目から6年目までの各年 $\left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{以下の部分} \\ \text{の金額} \end{array} \right\} \times 1\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{超3,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 0.5\%$ (最高25万円)			3,000万円 以下
平成11年 1月 1日) 平成13年 6月 30日	(イ) 居住の用に供した年(1年目)から6年目までの各年 {住宅ローンの年末残高の合計額} × 1% (最高50万円) (ロ) 7年目から11年目までの各年 {住宅ローンの年末残高の合計額} × 0.75% (最高37.5万円) (ハ) 12年目から15年目までの各年 {住宅ローンの年末残高の合計額} × 0.5% (最高25万円) ※ 平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合に、 選択により、平成10年中に居住の用に供した場合と同じ控除期間及び控除 額を適用することができる。	15年	50㎡以上	3,000万円 以下
平成13年 7月 1日) 平成16年 12月 31日	居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年 {住宅ローンの年末残高の合計額} × 1% (最高50万円)	10年	50㎡以上	3,000万円 以下

ニ 政党等寄付金特別控除

次の(イ)と(ロ)とのいずれか少ない方の金額

(イ) [(政党等に対する寄付金の支出額) - (1万円 - 「特定寄付金の支出額」)] × 30%

(ロ) 所得税の額の25%相当額

ただし、政党等に対する寄付金の支出額について寄付金控除を受ける場合は、受けることができない。

2 申告所得税

2-1 課税状況

(1) 申告及び処理の状況

区 分	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等
	人	千円	千円
確 定 申 告	198,413	988,690,641	52,371,894
修 正 申 告	135	820,328	57,957
決 定・増 額 更 正	—	—	—
減 額 更 正	—	920	△ 2,125
更 正 請 求	△ 2	△ 2,821	△ 402
異 議 申 立 決 定 等	—	—	—
計	実 198,546	989,509,068	52,427,325
法第103条による税額	624	—	242,575
合 計	199,170	—	52,669,899
過 少 申 告 加 算 税	内— —	—	—
無 申 告 加 算 税	内3 3	—	595
重 加 算 税	内— —	—	—
納 税 額 総 計	—	—	52,670,494

調査対象等：平成15年分の申告所得税の納税者について、平成16年3月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を示したものである。

(注)1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

2 加算税の「人員」欄は延人数を掲げ、内書は加算税の全額が異動したものを掲げた。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等
	人	千円	千円
平 成 11 年 分	222,980	1,126,281,227	62,639,417
12	217,988	1,140,485,456	67,575,868
13	206,594	1,052,672,034	58,341,871
14	199,843	998,110,745	52,816,976
15	198,546	989,509,068	52,427,325

所得者別内訳								
営業等所得者			農業所得者			その他所得者		
人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
52,019	179,312,145	10,683,970	7,828	26,676,783	1,123,160	138,566	782,701,713	40,564,764
15	55,752	4,218	2	1,695	171	118	762,881	53,568
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	920	△ 2,125	—	—	—	—	—	—
—	—	△ 122	—	—	△ 14	△ 2	△ 2,821	△ 266
—	—	—	—	—	—	—	—	—
実 52,034	179,368,817	10,685,942	実 7,830	26,678,477	1,123,317	実 138,682	783,461,773	40,618,066

- 用語の説明: 1 **総所得金額等**とは、総所得金額(利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計)及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。
- 2 **申告納税額**とは、総所得金額等から所得控除を控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。
- 3 **更正請求**とは、納税義務者の申告をした課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定の期間内に更正(改め直すこと)の請求をすることをいう。
- 4 **法第103条による税額**とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が、年税額となった所得税額をいう。
- 5 **加算税**とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって、一種の行政罰の性格を有するものをいう。
- (1) 過少申告加算税……期限内の申告が過少であった場合に課されるもの
- (2) 無申告加算税……申告が期限後になった場合に課されるもの
- (3) 重加算税……所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

所得者別内訳								
営業等所得者			農業所得者			その他所得者		
人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
69,015	244,503,347	14,371,087	8,788	30,123,476	1,151,048	145,177	851,654,404	47,117,282
64,754	229,622,262	13,737,082	8,267	27,477,136	997,509	144,967	883,386,058	52,841,277
59,217	215,760,813	13,519,228	7,396	23,245,862	824,888	139,981	813,665,359	43,997,755
54,524	192,678,843	11,686,640	7,983	25,927,829	948,522	137,336	779,504,074	40,181,814
52,034	179,368,817	10,685,942	7,830	26,678,477	1,123,317	138,682	783,461,773	40,618,066

2 申告所得税

(3) 既往年分の課税状況

区 分	平成 14 年 分			平成 13 年 以 前 分			計		
	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
申告又は処理による増減差額	内 7,903			内 2,041			内 9,944		
	14,699	37,405,640	2,430,092	5,626	19,163,043	2,501,527	20,325	56,568,683	4,931,619
加算税の増減差額	内 6,369			内 4,023			内 10,392		
	6,404	—	299,435	4,059	—	462,403	10,463	—	761,838
合 計	—	—	2,729,527	—	—	2,963,930	—	—	5,693,457

調査対象等：平成14年分以前の申告所得税の納税者について、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を示したものである。

（注）「人員」欄はそれぞれ延人員を掲げ、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを掲げた。

(4) 免除状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽 減 又 は 免 除 税 額
	人	千円	千円
租税特別措置法第25条（肉用牛の売却による農業所得の免税）の規定によるもの	265	795,266	104,975
災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条（所得税の軽減免除）の規定によるもの	—	—	—
合 計	265	795,266	104,975

調査対象等：平成15年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免税（軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。）された者の実績を平成16年3月31日現在で示したものである。

2 申告所得税

(5) 税務署別課税状況

区 分	所 得 者 内 訳						
	営 業 等 所 得 者			農 業 所 得 者			
	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額	
	人	千円	千円	人	千円	千円	
徳 島 県	徳 島	4,278	14,770,450	902,450	883	3,168,899	124,945
	鳴 門	1,942	6,248,422	291,980	1,012	4,740,736	255,266
	阿 南	1,507	4,458,676	176,533	226	640,329	22,621
	川 島	808	2,485,294	142,982	235	755,992	30,930
	脇 町	453	1,509,096	72,549	49	154,745	5,490
	池 田	558	1,664,704	82,074	38	116,438	4,794
	計	9,546	31,136,642	1,668,569	2,443	9,577,139	444,046
香 川 県	高 松	5,510	20,941,777	1,363,914	217	694,993	26,888
	丸 亀	2,148	7,809,576	494,525	164	433,469	13,706
	坂 出	1,803	6,719,841	413,011	148	490,861	19,279
	観 音 寺	1,921	6,670,306	421,017	694	2,083,383	71,990
	長 尾	1,369	4,829,785	286,456	148	418,258	11,574
	土 庄	527	1,697,455	73,840	33	78,298	2,563
	計	13,278	48,668,740	3,052,763	1,404	4,199,262	146,000
愛 媛 県	松 山	7,581	26,860,199	1,615,265	486	1,175,168	32,057
	今 治	2,488	8,472,900	473,903	93	245,750	8,444
	宇 和 島	1,710	5,941,311	395,091	83	187,501	5,032
	八 幡 浜	1,204	4,121,307	222,301	294	821,263	24,032
	新 居 浜	1,710	5,585,648	310,494	15	36,146	716
	伊 予 西 条	1,266	4,401,733	254,221	215	614,029	23,211
	大 洲	763	2,489,959	113,448	162	483,073	14,313
	伊 予 三 島	1,239	4,198,789	220,784	59	174,524	6,358
	計	17,961	62,071,847	3,605,506	1,407	3,737,455	114,163
高 知 県	高 知	5,304	17,819,631	1,160,035	180	831,273	65,944
	安 芸	902	3,095,028	212,097	615	1,935,967	70,999
	南 国	1,336	4,608,941	328,210	830	2,801,841	112,317
	須 崎	1,168	3,786,677	212,402	368	1,384,900	68,378
	中 村	1,449	5,015,700	310,872	134	366,093	10,822
	伊 野	1,090	3,165,611	135,489	449	1,844,549	90,649
	計	11,249	37,491,588	2,359,104	2,576	9,164,622	419,108
全 管 計	52,034	179,368,817	10,685,942	7,830	26,678,477	1,123,317	

(注) この表は、「(1) 申告及び処理の状況」を税務署別に示したものである。

所得者内訳			合 計					
その他所得者			人 員		総所得金額		申告納税額	
人 員	総所得金額	申告納税額	人 員	前年比	総所得金額	前年比	申告納税額	前年比
人	千円	千円	人	%	千円	%	千円	%
12,472	80,104,355	4,484,521	17,633	98.9	98,043,704	99.7	5,511,915	98.1
5,059	36,451,501	3,016,156	8,013	106.2	47,440,659	125.6	3,563,402	183.6
3,077	17,064,938	784,845	4,810	101.6	22,163,943	103.5	983,999	102.4
1,882	8,886,631	339,150	2,925	100.0	12,127,917	99.1	513,062	104.0
1,056	5,626,512	248,508	1,558	96.4	7,290,353	92.4	326,547	85.3
1,397	7,045,939	280,264	1,993	97.8	8,827,081	94.4	367,132	88.9
24,943	155,179,876	9,153,443	36,932	100.7	195,893,656	104.8	11,266,058	114.8
18,941	112,507,208	5,966,087	24,668	100.5	134,143,978	97.9	7,356,889	96.7
6,921	33,447,904	1,384,666	9,233	103.0	41,690,949	101.8	1,892,896	98.9
5,495	27,841,887	1,222,113	7,446	102.1	35,052,589	99.3	1,654,403	96.2
5,426	25,413,513	944,220	8,041	102.4	34,167,203	98.7	1,437,228	88.1
3,321	16,058,384	629,648	4,838	100.7	21,306,426	102.9	927,678	108.6
1,239	5,788,006	207,317	1,799	98.5	7,563,759	95.5	283,720	86.2
41,343	221,056,902	10,354,052	56,025	101.4	273,924,904	99.1	13,552,814	96.4
21,733	130,708,644	7,270,914	29,800	99.7	158,744,011	98.5	8,918,236	97.2
5,748	34,428,306	1,745,008	8,329	97.1	43,146,957	98.5	2,227,354	97.1
3,437	17,755,218	790,651	5,230	95.3	23,884,031	92.3	1,190,775	85.3
2,994	14,707,896	663,923	4,492	86.7	19,650,466	86.7	910,255	85.8
3,801	19,137,058	900,457	5,526	99.1	24,758,853	97.4	1,211,667	94.6
3,475	17,071,049	788,320	4,956	100.7	22,086,811	99.7	1,065,752	101.8
2,312	11,777,103	578,930	3,237	100.0	14,750,135	100.0	706,691	106.3
3,379	21,029,586	1,060,120	4,677	99.7	25,402,900	100.6	1,287,262	102.1
46,879	266,614,861	13,798,322	66,247	98.1	332,424,163	97.4	17,517,991	96.4
13,236	81,125,501	4,701,808	18,720	98.2	99,776,405	97.7	5,927,787	95.4
1,494	6,022,048	195,904	3,011	94.5	11,053,044	91.9	478,999	86.7
3,727	19,371,380	908,955	5,893	99.1	26,782,162	97.3	1,349,482	93.8
2,257	9,542,125	348,965	3,793	98.9	14,713,701	95.5	629,745	89.6
2,417	12,703,149	639,808	4,000	93.4	18,084,941	91.5	961,502	83.8
2,386	11,845,932	516,810	3,925	97.7	16,856,092	101.6	742,948	103.8
25,517	140,610,134	7,312,249	39,342	97.6	187,266,344	96.8	10,090,462	93.7
138,682	783,461,773	40,618,066	198,546	99.4	989,509,068	99.1	52,427,325	99.3

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

所得階級	合計所得				譲渡所得		山林所得
	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計		うち短期譲渡所得があるもの	
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	2,101	79	2,104	4,284	650	140	66
100万円以下	3,415	178	3,409	7,002	302	29	15
150万円以下	6,715	730	13,000	20,445	430	22	32
200万円以下	7,463	1,012	15,517	23,992	415	11	20
250万円以下	7,336	1,101	15,465	23,902	326	13	15
300万円以下	6,187	1,000	12,339	19,526	291	9	10
400万円以下	7,999	1,490	17,651	27,140	559	14	9
500万円以下	4,136	940	12,251	17,327	432	9	8
600万円以下	2,145	502	9,741	12,388	343	11	8
700万円以下	1,111	319	7,538	8,968	306	5	3
800万円以下	678	185	5,666	6,529	249	7	2
1,000万円以下	760	182	7,245	8,187	431	11	3
1,200万円以下	380	52	4,220	4,652	281	4	4
1,500万円以下	413	36	4,104	4,553	348	1	1
2,000万円以下	441	16	3,641	4,098	370	7	—
3,000万円以下	405	8	2,507	2,920	374	3	1
5,000万円以下	255	—	1,575	1,830	298	10	1
5,000万円超	94	—	709	803	209	2	—
合計	52,034	7,830	138,682	198,546	6,614	308	198
				内 79	外 226		外 —

調査対象等：平成15年分の申告所得税の納税者について、平成16年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

(注)1 「合計所得」の合計欄の内書は、「変動所得又は臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を掲げた。

2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。

用語の説明：1 **合計所得**とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

2 **変動所得及び臨時所得の平均課税**とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得等）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

(2) 青色申告者

所得階級	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計	14年分人員
	人	人	人	人	人
70万円以下	562	14	92	668	587
100万円以下	1,076	38	204	1,318	1,322
150万円以下	2,568	158	914	3,640	3,515
200万円以下	3,197	263	1,283	4,743	4,741
250万円以下	3,276	336	1,587	5,199	5,160
300万円以下	3,007	328	1,649	4,984	5,038
400万円以下	4,220	537	2,953	7,710	7,889
500万円以下	2,529	410	2,406	5,345	5,381
600万円以下	1,454	247	1,931	3,632	3,628
700万円以下	792	153	1,443	2,388	2,428
800万円以下	476	94	1,197	1,767	1,715
1,000万円以下	574	78	1,660	2,312	2,283
1,200万円以下	301	27	974	1,302	1,262
1,500万円以下	348	22	889	1,259	1,190
2,000万円以下	381	10	859	1,250	1,172
3,000万円以下	372	4	725	1,101	1,132
5,000万円以下	240	—	557	797	783
5,000万円超	90	—	236	326	335
合計	25,463	2,719	21,559	49,741	49,561

調査対象等：平成15年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成16年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示したものである。

用語の説明：青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいた正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。

都道府県別平均所得金額計算シート

順位	都道府県名	合計人員	合計総所得金額	平均所得	5年前所得	増減割合
1	東京	936,503	6,976,991,618	7,450	7,198	103.5
2	神奈川	512,723	3,173,210,085	6,189	6,304	98.2
3	愛知	440,296	2,604,546,102	5,915	6,023	98.2
4	奈良	68,905	402,954,485	5,848	6,046	96.7
5	兵庫	270,030	1,559,114,203	5,774	5,995	96.3
6	大阪	457,603	2,612,769,575	5,710	5,733	99.6
7	京都	136,871	770,233,266	5,627	5,769	97.5
8	千葉	316,182	1,731,177,249	5,475	5,643	97.0
9	埼玉	374,884	2,034,976,440	5,428	5,587	97.2
10	沖縄	49,388	267,305,982	5,412	5,300	102.1
11	福岡	229,209	1,221,357,966	5,329	5,230	101.9
12	徳島	36,932	195,893,656	5,304	5,233	101.4
13	岐阜	122,480	623,919,006	5,094	5,183	98.3
14	静岡	245,583	1,243,431,020	5,063	5,264	96.2
15	北海道	246,307	1,242,697,872	5,045	5,005	100.8
16	滋賀	67,071	337,948,733	5,039	5,226	96.4
17	愛媛	66,247	332,424,163	5,018	5,129	97.8
18	栃木	100,498	502,946,590	5,005	5,082	98.5
19	石川	67,265	336,620,535	5,004	5,150	97.2
20	和歌山	49,952	248,395,655	4,973	5,168	96.2
21	群馬	102,377	504,549,470	4,928	5,114	96.4
22	宮城	109,997	540,282,954	4,912	4,960	99.0
23	香川	56,025	273,924,904	4,889	5,041	97.0
24	三重	99,347	484,907,620	4,881	5,056	96.5
25	広島	172,588	841,661,435	4,877	4,916	99.2
26	茨城	142,846	690,070,427	4,831	4,966	97.3
27	福井	48,002	231,420,580	4,821	4,950	97.4
28	岡山	101,734	488,703,870	4,804	4,735	101.5
29	熊本	83,942	402,714,760	4,798	4,830	99.3
30	大分	51,599	246,462,992	4,777	4,876	98.0
31	高知	39,342	187,266,344	4,760	4,764	99.9
32	鹿児島	73,963	347,692,185	4,701	4,741	99.2
33	青森	59,823	277,644,558	4,641	4,629	100.3
34	富山	65,895	303,866,933	4,611	4,828	95.5
35	山梨	51,204	234,636,764	4,582	4,768	96.1
36	長野	121,420	551,581,703	4,543	4,805	94.5
37	新潟	128,391	577,630,151	4,499	4,687	96.0
38	宮崎	53,911	240,064,548	4,453	4,462	99.8
39	佐賀	46,063	202,168,506	4,389	4,529	96.9
40	山口	86,288	378,656,216	4,388	4,396	99.8
41	鳥取	30,663	133,503,028	4,354	4,333	100.5
42	長崎	72,595	315,265,826	4,343	4,385	99.0
43	島根	42,319	183,130,481	4,327	4,340	99.7
44	福島	102,199	441,610,831	4,321	4,463	96.8
45	秋田	58,224	246,442,184	4,233	4,359	97.1
46	山形	66,679	282,108,518	4,231	4,345	97.4
47	岩手	70,994	295,210,290	4,158	4,303	96.6
合計		6,933,359	38,322,092,279	5,527	5,555	99.5

2 申告所得税

(3) 都道府県別平均所得金額

都道府県名	15年分 平均所得	15年の 順位	11年分 平均所得	15/11	都道府県名	15年分 平均所得	15年の 順位	11年分 平均所得	15/11
	千円		千円	%		千円		千円	%
東 京	7,450	1	7,198	103.5	広 島	4,877	25	4,916	99.2
神 奈 川	6,189	2	6,304	98.2	茨 城	4,831	26	4,966	97.3
愛 知	5,915	3	6,023	98.2	福 井	4,821	27	4,950	97.4
奈 良	5,848	4	6,046	96.7	岡 山	4,804	28	4,735	101.5
兵 庫	5,774	5	5,995	96.3	熊 本	4,798	29	4,830	99.3
大 阪	5,710	6	5,733	99.6	大 分	4,777	30	4,876	98.0
京 都	5,627	7	5,769	97.5	高 知	4,760	31	4,764	99.9
千 葉	5,475	8	5,643	97.0	鹿 児 島	4,701	32	4,741	99.2
埼 玉	5,428	9	5,587	97.2	青 森	4,641	33	4,629	100.3
沖 縄	5,412	10	5,300	102.1	富 山	4,611	34	4,828	95.5
福 岡	5,329	11	5,230	101.9	山 梨	4,582	35	4,768	96.1
徳 島	5,304	12	5,233	101.4	長 野	4,543	36	4,805	94.5
岐 阜	5,094	13	5,183	98.3	新 潟	4,499	37	4,687	96.0
静 岡	5,063	14	5,264	96.2	宮 崎	4,453	38	4,462	99.8
北 海 道	5,045	15	5,005	100.8	佐 賀	4,389	39	4,529	96.9
滋 賀	5,039	16	5,226	96.4	山 口	4,388	40	4,396	99.8
愛 媛	5,018	17	5,129	97.8	鳥 取	4,354	41	4,333	100.5
栃 木	5,005	18	5,082	98.5	長 崎	4,343	42	4,385	99.0
石 川	5,004	19	5,150	97.2	島 根	4,327	43	4,340	99.7
和 歌 山	4,973	20	5,168	96.2	福 島	4,321	44	4,463	96.8
群 馬	4,928	21	5,114	96.4	秋 田	4,233	45	4,359	97.1
宮 城	4,912	22	4,960	99.0	山 形	4,231	46	4,345	97.4
香 川	4,889	23	5,041	97.0	岩 手	4,158	47	4,303	96.6
三 重	4,881	24	5,056	96.5	平 均	5,527	—	5,555	99.5

(注) この表は、申告所得税の納税額があったものについて、県別に平均所得金額を掲げた。

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その1)

区 分	営 業 等										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
徳 島 県	徳 島	190	305	582	685	628	494	618	277	152	72
	鳴 門	82	138	265	295	299	240	254	134	76	39
	阿 南	58	79	201	245	222	182	246	121	59	29
	川 島	21	74	125	131	133	82	107	60	27	11
	脇 町	17	39	54	55	69	58	74	32	18	12
	池 田	20	45	74	93	83	64	78	50	24	5
	計	388	680	1,301	1,504	1,434	1,120	1,377	674	356	168
香 川 県	高 松	192	322	624	747	740	687	908	494	244	133
	丸 亀	84	136	259	279	306	244	385	175	94	52
	坂 出	62	101	192	216	254	248	307	161	85	53
	観 音 寺	81	107	241	277	267	207	327	175	95	38
	長 尾	46	82	172	185	195	175	234	120	40	30
	土 庄	23	29	51	70	82	68	100	41	29	10
	計	488	777	1,539	1,774	1,844	1,629	2,261	1,166	587	316
愛 媛 県	松 山	261	437	930	1,009	1,091	906	1,242	676	323	178
	今 治	98	157	315	349	336	310	360	224	114	53
	宇 和 島	74	144	247	268	219	152	248	112	66	36
	八 幡 浜	48	85	160	165	136	160	165	106	64	29
	新 居 浜	75	98	197	266	258	206	269	140	64	29
	伊 予 西 条	36	79	151	178	186	172	187	110	56	23
	大 洲	20	59	94	130	86	89	128	68	33	6
	伊 予 三 島	55	58	164	174	177	148	192	105	61	31
計	667	1,117	2,258	2,539	2,489	2,143	2,791	1,541	781	385	
高 知 県	高 知	247	409	782	786	737	627	749	331	185	117
	安 芸	47	62	132	148	109	111	119	56	31	24
	南 国	61	95	188	211	191	152	190	95	47	16
	須 崎	49	83	164	139	181	140	175	82	53	23
	中 村	96	105	197	196	201	141	186	113	51	43
	伊 野	58	87	154	166	150	124	151	78	54	19
計	558	841	1,617	1,646	1,569	1,295	1,570	755	421	242	
全 管 計	2,101	3,415	6,715	7,463	7,336	6,187	7,999	4,136	2,145	1,111	

(注) この表は、「(1)所得者別人員」を税務署別に示したものである。

所 得 者									合 計	区 分
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超	人		
47	55	29	29	42	39	24	10	4,278	徳 島	徳 島 県
21	32	14	12	15	15	11	—	1,942	鳴 門	
13	17	11	8	10	6	—	—	1,507	阿 南	
8	10	1	6	4	5	1	2	808	川 島	
9	3	4	1	1	4	2	1	453	脇 町	
5	7	1	1	4	3	—	1	558	池 田	
103	124	60	57	76	72	38	14	9,546	計	
69	82	41	44	63	64	46	10	5,510	高 松	香 川 県
19	32	12	16	18	19	12	6	2,148	丸 亀	
24	21	20	13	12	16	13	5	1,803	坂 出	
20	27	11	12	9	11	9	7	1,921	観 音 寺	
18	18	8	7	16	12	7	4	1,369	長 尾	
4	8	3	—	3	3	3	—	527	土 庄	
154	188	95	92	121	125	90	32	13,278	計	
111	114	65	59	66	70	31	12	7,581	松 山	愛 媛 県
37	41	20	27	28	10	6	3	2,488	今 治	
36	31	13	22	14	14	12	2	1,710	宇 和 島	
22	21	13	9	10	6	3	2	1,204	八 幡 浜	
21	28	11	20	13	9	3	3	1,710	新 居 浜	
15	20	9	12	12	12	7	1	1,266	伊 予 西 条	
13	12	5	5	6	5	4	—	763	大 洲	愛 媛 県
17	14	10	11	9	5	6	2	1,239	伊 予 三 島	
272	281	146	165	158	131	72	25	17,961	計	
63	61	39	50	37	40	34	10	5,304	高 知	高 知 県
13	14	6	10	9	6	1	4	902	安 芸	
19	19	10	6	11	11	10	4	1,336	南 国	
17	22	8	13	7	9	2	1	1,168	須 崎	
27	34	12	13	19	6	5	4	1,449	中 村	
10	17	4	7	3	5	3	—	1,090	伊 野	
149	167	79	99	86	77	55	23	11,249	計	
678	760	380	413	441	405	255	94	52,034	全 管 計	

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その2)

区 分	農 業 所										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
徳 島 県	徳 島	9	15	66	94	117	101	184	133	58	46
	鳴 門	2	6	39	53	84	95	188	170	130	92
	阿 南	2	3	30	37	48	33	37	19	7	3
	川 島	1	7	26	35	42	22	36	30	15	7
	脇 町	1	1	3	5	8	8	9	11	2	—
	池 田	—	2	4	6	6	7	7	5	—	—
	計	15	34	168	230	305	266	461	368	212	148
香 川 県	高 松	—	4	20	32	28	45	35	22	15	11
	丸 亀	3	4	21	32	31	23	24	17	5	3
	坂 出	2	6	15	11	21	25	26	17	12	5
	観 音 寺	4	12	68	98	117	117	145	63	38	15
	長 尾	—	1	18	27	25	23	27	16	5	3
	土 庄	—	1	7	8	3	8	3	2	—	—
	計	9	28	149	208	225	241	260	137	75	37
愛 媛 県	松 山	8	16	81	101	97	65	78	21	12	3
	今 治	2	4	11	20	17	12	14	8	1	2
	宇 和 島	—	6	16	19	17	10	8	4	1	2
	八 幡 浜	5	11	41	48	44	40	49	27	19	6
	新 居 浜	—	1	2	2	1	5	4	—	—	—
	伊 予 西 条	6	1	23	33	46	28	44	17	7	3
	大 洲	3	5	19	21	22	15	45	16	8	5
	伊 予 三 島	2	2	6	6	14	7	7	9	1	4
計	26	46	199	250	258	182	249	102	49	25	
高 知 県	高 知	2	7	16	23	15	23	24	22	7	9
	安 芸	11	22	59	78	75	84	125	88	37	15
	南 国	10	17	64	112	123	95	178	92	54	42
	須 崎	5	8	27	46	44	41	73	45	24	21
	中 村	1	10	19	21	20	20	22	8	8	2
	伊 野	—	6	29	44	36	48	98	78	36	20
計	29	70	214	324	313	311	520	333	166	109	
全 管 計	79	178	730	1,012	1,101	1,000	1,490	940	502	319	

得 者								合 計	区 分
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	
25	28	5	2	—	—	—	—	883	徳 島
61	52	22	11	6	1	—	—	1,012	鳴 門
4	2	—	—	1	—	—	—	226	阿 南
5	6	2	1	—	—	—	—	235	川 島
—	1	—	—	—	—	—	—	49	脇 町
—	—	—	—	1	—	—	—	38	池 田
95	89	29	14	8	1	—	—	2,443	計
—	2	3	—	—	—	—	—	217	高 松
—	1	—	—	—	—	—	—	164	丸 亀
2	5	—	1	—	—	—	—	148	坂 出
9	6	—	2	—	—	—	—	694	観 音 寺
2	1	—	—	—	—	—	—	148	長 尾
1	—	—	—	—	—	—	—	33	土 庄
14	15	3	3	—	—	—	—	1,404	計
2	1	1	—	—	—	—	—	486	松 山
—	1	1	—	—	—	—	—	93	今 治
—	—	—	—	—	—	—	—	83	宇 和 島
3	—	1	—	—	—	—	—	294	八 幡 浜
—	—	—	—	—	—	—	—	15	新 居 浜
4	2	—	1	—	—	—	—	215	伊 予 西 条
2	1	—	—	—	—	—	—	162	大 洲
—	1	—	—	—	—	—	—	59	伊 予 三 島
11	6	3	1	—	—	—	—	1,407	計
4	13	1	6	4	4	—	—	180	高 知
6	12	2	1	—	—	—	—	615	安 芸
21	15	3	2	1	1	—	—	830	南 国
13	11	5	3	—	2	—	—	368	須 崎
2	—	—	1	—	—	—	—	134	中 村
19	21	6	5	3	—	—	—	449	伊 野
65	72	17	18	8	7	—	—	2,576	計
185	182	52	36	16	8	—	—	7,830	全 管 計

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その3)

区 分	そ の 他										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
徳 島 県	徳 島	180	276	959	1,301	1,214	1,020	1,478	1,127	908	727
	鳴 門	82	142	464	483	485	382	546	407	377	286
	阿 南	57	77	298	346	322	314	380	294	214	166
	川 島	31	62	208	214	205	160	256	163	156	117
	脇 町	21	25	120	115	121	117	119	86	77	52
	池 田	25	47	164	164	140	135	170	136	99	71
	計	396	629	2,213	2,623	2,487	2,128	2,949	2,213	1,831	1,419
香 川 県	高 松	236	354	1,514	1,954	2,044	1,764	2,456	1,752	1,306	1,049
	丸 亀	100	158	769	888	853	656	891	616	432	353
	坂 出	85	130	475	655	660	521	772	508	378	293
	観 音 寺	140	189	624	637	633	479	714	472	412	314
	長 尾	63	99	385	472	410	329	441	275	199	143
	土 庄	13	27	121	185	169	124	151	121	79	56
	計	637	957	3,888	4,791	4,769	3,873	5,425	3,744	2,806	2,208
愛 媛 県	松 山	295	432	1,758	2,148	2,472	1,893	2,767	1,940	1,610	1,253
	今 治	70	111	470	597	680	531	760	523	412	308
	宇 和 島	46	108	408	413	393	336	448	279	221	164
	八 幡 浜	65	110	359	338	350	267	391	269	195	161
	新 居 浜	58	109	388	483	491	378	529	293	239	161
	伊 予 西 条	46	90	347	393	422	312	484	331	274	200
	大 洲	51	79	272	245	264	199	311	229	171	117
	伊 予 三 島	41	71	302	322	341	295	463	299	257	185
計	672	1,110	4,304	4,939	5,413	4,211	6,153	4,163	3,379	2,549	
高 知 県	高 知	165	280	1,143	1,488	1,411	1,079	1,566	1,109	932	736
	安 芸	30	49	190	219	202	146	190	132	81	75
	南 国	67	106	395	479	420	297	459	322	254	220
	須 崎	50	97	272	325	256	204	319	198	136	103
	中 村	31	91	307	336	261	198	295	191	157	118
	伊 野	56	90	288	317	246	203	295	179	165	110
計	399	713	2,595	3,164	2,796	2,127	3,124	2,131	1,725	1,362	
全 管 計	2,104	3,409	13,000	15,517	15,465	12,339	17,651	12,251	9,741	7,538	

所 得 者									合 計	区 分
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超	人		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
536	796	518	446	440	297	174	75	12,472	徳 島	徳 島 県
263	325	159	162	132	148	149	67	5,059	鳴 門	
127	152	72	77	71	58	37	15	3,077	阿 南	
79	77	36	46	36	22	12	2	1,882	川 島	
35	43	33	28	30	18	12	4	1,056	脇 町	
71	54	30	26	22	17	22	4	1,397	池 田	
1,111	1,447	848	785	731	560	406	167	24,943	計	
839	1,122	660	695	569	341	201	85	18,941	高 松	香 川 県
254	340	163	151	128	95	52	22	6,921	丸 亀	
213	273	143	144	104	70	55	16	5,495	坂 出	
191	192	115	99	95	61	41	18	5,426	観 音 寺	
114	139	69	55	47	34	32	15	3,321	長 尾	
32	42	27	36	31	14	9	2	1,239	土 庄	
1,643	2,108	1,177	1,180	974	615	390	158	41,343	計	
915	1,303	757	736	615	428	265	146	21,733	松 山	愛 媛 県
238	294	167	167	176	136	76	32	5,748	今 治	
111	137	82	113	79	54	31	14	3,437	宇 和 島	
113	102	61	56	78	39	32	8	2,994	八 幡 浜	
122	156	99	101	93	47	37	17	3,801	新 居 浜	
160	124	81	74	57	38	27	15	3,475	伊 予 西 条	
68	96	48	32	55	43	20	12	2,312	大 洲	
136	178	107	108	114	95	38	27	3,379	伊 予 三 島	
1,863	2,390	1,402	1,387	1,267	880	526	271	46,879	計	
606	787	493	481	413	305	164	78	13,236	高 知	高 知 県
48	54	23	17	16	12	8	2	1,494	安 芸	
129	182	108	99	97	50	29	14	3,727	南 国	
63	66	49	41	43	20	13	2	2,257	須 崎	
103	101	62	53	51	34	22	6	2,417	中 村	
100	110	58	61	49	31	17	11	2,386	伊 野	
1,049	1,300	793	752	669	452	253	113	25,517	計	
5,666	7,245	4,220	4,104	3,641	2,507	1,575	709	138,682	全 管 計	

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その4)

区 分	合										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
徳 島 県	徳 島	379	596	1,607	2,080	1,959	1,615	2,280	1,537	1,118	845
	鳴 門	166	286	768	831	868	717	988	711	583	417
	阿 南	117	159	529	628	592	529	663	434	280	198
	川 島	53	143	359	380	380	264	399	253	198	135
	脇 町	39	65	177	175	198	183	202	129	97	64
	池 田	45	94	242	263	229	206	255	191	123	76
	計	799	1,343	3,682	4,357	4,226	3,514	4,787	3,255	2,399	1,735
香 川 県	高 松	428	680	2,158	2,733	2,812	2,496	3,399	2,268	1,565	1,193
	丸 亀	187	298	1,049	1,199	1,190	923	1,300	808	531	408
	坂 出	149	237	682	882	935	794	1,105	686	475	351
	観 音 寺	225	308	933	1,012	1,017	803	1,186	710	545	367
	長 尾	109	182	575	684	630	527	702	411	244	176
	土 庄	36	57	179	263	254	200	254	164	108	66
	計	1,134	1,762	5,576	6,773	6,838	5,743	7,946	5,047	3,468	2,561
愛 媛 県	松 山	564	885	2,769	3,258	3,660	2,864	4,087	2,637	1,945	1,434
	今 治	170	272	796	966	1,033	853	1,134	755	527	363
	宇 和 島	120	258	671	700	629	498	704	395	288	202
	八 幡 浜	118	206	560	551	530	467	605	402	278	196
	新 居 浜	133	208	587	751	750	589	802	433	303	190
	伊 予 西 条	88	170	521	604	654	512	715	458	337	226
	大 洲	74	143	385	396	372	303	484	313	212	128
	伊 予 三 島	98	131	472	502	532	450	662	413	319	220
計	1,365	2,273	6,761	7,728	8,160	6,536	9,193	5,806	4,209	2,959	
高 知 県	高 知	414	696	1,941	2,297	2,163	1,729	2,339	1,462	1,124	862
	安 芸	88	133	381	445	386	341	434	276	149	114
	南 国	138	218	647	802	734	544	827	509	355	278
	須 崎	104	188	463	510	481	385	567	325	213	147
	中 村	128	206	523	553	482	359	503	312	216	163
	伊 野	114	183	471	527	432	375	544	335	255	149
計	986	1,624	4,426	5,134	4,678	3,733	5,214	3,219	2,312	1,713	
全 管 計	4,284	7,002	20,445	23,992	23,902	19,526	27,140	17,327	12,388	8,968	

計									合 計	区 分
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超	人		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
608	879	552	477	482	336	198	85	17,633	徳 島	徳 島 県
345	409	195	185	153	164	160	67	8,013	鳴 門	
144	171	83	85	82	64	37	15	4,810	阿 南	
92	93	39	53	40	27	13	4	2,925	川 島	
44	47	37	29	31	22	14	5	1,558	脇 町	
76	61	31	27	27	20	22	5	1,993	池 田	
1,309	1,660	937	856	815	633	444	181	36,932	計	
908	1,206	704	739	632	405	247	95	24,668	高 松	香 川 県
273	373	175	167	146	114	64	28	9,233	丸 亀	
239	299	163	158	116	86	68	21	7,446	坂 出	
220	225	126	113	104	72	50	25	8,041	観 音 寺	
134	158	77	62	63	46	39	19	4,838	長 尾	
37	50	30	36	34	17	12	2	1,799	土 庄	
1,811	2,311	1,275	1,275	1,095	740	480	190	56,025	計	
1,028	1,418	823	795	681	498	296	158	29,800	松 山	愛 媛 県
275	336	188	194	204	146	82	35	8,329	今 治	
147	168	95	135	93	68	43	16	5,230	宇 和 島	
138	123	75	65	88	45	35	10	4,492	八 幡 浜	
143	184	110	121	106	56	40	20	5,526	新 居 浜	
179	146	90	87	69	50	34	16	4,956	伊 予 西 条	
83	109	53	37	61	48	24	12	3,237	大 洲	
153	193	117	119	123	100	44	29	4,677	伊 予 三 島	
2,146	2,677	1,551	1,553	1,425	1,011	598	296	66,247	計	
673	861	533	537	454	349	198	88	18,720	高 知	高 知 県
67	80	31	28	25	18	9	6	3,011	安 芸	
169	216	121	107	109	62	39	18	5,893	南 国	
93	99	62	57	50	31	15	3	3,793	須 崎	
132	135	74	67	70	40	27	10	4,000	中 村	
129	148	68	73	55	36	20	11	3,925	伊 野	
1,263	1,539	889	869	763	536	308	136	39,342	計	
6,529	8,187	4,652	4,553	4,098	2,920	1,830	803	198,546	全 管 計	

2-3 所得種類別人員、所得金額

(1) 人員、所得金額

区 分	人 員		所 得 金 額			
	主たるもの	従たるもの				
	人	外	人	外		
事業所得	営業等所得	52,196	1,318	6,916	1,391,827	178,338,214
	農業所得	7,878	3,292	9,887	1,468,103	30,480,018
	計	60,074	4,610	16,803	2,859,930	208,818,232
利子所得	22	—	195	—	196,580	
配当所得	130	—	9,086	—	8,303,046	
不動産所得	23,174	883	38,065	468,968	136,725,764	
給与所得	77,737	—	21,196	—	448,772,617	
総合譲渡所得	45	179	270	147,967	515,257	
一時所得	2,091	—	9,393	—	12,021,657	
雑所得	28,450	—	40,692	—	83,308,351	
(損益通産による差額)	—	—	—	2,373,211	961,129	
合 計	191,723	5,672	135,700	5,850,076	899,622,633	
分離短期譲渡所得	50	17	171	—	518,102	
分離長期譲渡所得	4,861	34	1,294	—	67,979,464	
株式等の譲渡等所得	1,706	—	3,560	—	24,299,289	
山林所得	80	—	118	—	467,152	
退職所得	126	—	276	—	2,472,503	
総 計	198,546	5,723	141,119	5,850,076	995,359,143	

調査対象等：平成15年分の申告所得税の納税者について、平成16年3月31日現在の合計所得を所得の種類別に区分して、人員、所得金額の状況を示したものである。

(注)1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。

また、所得金額は、主たるもの及び従たるものを区分することなく、各種類ごとの所得金額の合計額を掲げた。

2 外書は、損失額のある者の人員及びその損失額を掲げた。

3 所得金額は、特後所得(特典控除後のことで、青色事業専従者給与等の青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の金額をいう。)で示されている。

(2) 人員、所得金額の変遷

(2)-1 人員

区 分	11 年 分		15 年 分		
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	
	人	%	人	%	
事業所得	営業等所得	69,015	31.0	52,196	26.3
	農業所得	8,788	3.9	7,878	4.0
	計	77,803	34.9	60,074	30.3
利子所得	23	0.0	22	0.0	
配当所得	42	0.0	130	0.1	
不動産所得	21,746	9.8	23,174	11.7	
給与所得	83,748	37.6	77,737	39.2	
総合譲渡所得	79	0.0	45	0.0	
一時所得	1,814	0.8	2,091	1.1	
雑所得	30,718	13.8	28,450	14.3	
合 計	215,973	96.9	191,723	96.6	
分離短期譲渡所得	86	0.0	50	0.0	
分離長期譲渡所得	6,448	2.9	4,861	2.4	
株式等の譲渡等所得	242	0.1	1,706	0.9	
山林所得	126	0.1	80	0.0	
退職所得	105	0.0	126	0.1	
総 計	222,980	100.0	198,546	100.0	

調査時点：翌年3月31日

(2)-2 所得金額

区 分	11 年 分		15 年 分		
	所 得 金 額	構 成 比	所 得 金 額	構 成 比	
	千円	%	千円	%	
事業所得	営業等所得	245,871,106	21.8	178,338,214	17.9
	農業所得	31,017,830	2.7	30,480,018	3.1
	計	276,888,936	24.5	208,818,232	21.0
利子所得	282,823	0.0	196,580	0.0	
配当所得	8,059,046	0.7	8,303,046	0.8	
不動産所得	135,891,192	12.0	136,725,764	13.7	
給与所得	486,713,723	43.1	448,772,617	45.1	
総合譲渡所得	756,053	0.1	515,257	0.1	
一時所得	10,783,839	1.0	12,021,657	1.2	
雑所得	90,213,200	8.0	83,308,351	8.4	
(損益通産による差額)	550,272	0.0	961,129	0.1	
合 計	1,010,139,084	89.4	899,622,633	90.4	
分離短期譲渡所得	1,014,495	0.1	518,102	0.1	
分離長期譲渡所得	107,638,171	9.5	67,979,464	6.8	
株式等の譲渡等所得	7,885,051	0.7	24,299,289	2.4	
山林所得	924,922	0.1	467,152	0.0	
退職所得	1,687,322	0.1	2,472,503	0.2	
総 計	1,129,289,045	100.0	995,359,143	100.0	

調査時点：翌年3月31日